



厚生労働省静岡労働局発表  
平成 24 年 10 月 23 日（火）

担 当	静岡労働局 職業対策課		
	課長	嘉茂	精一
	課長補佐	梅津	恵子
	高齢者対策担当官	鈴木	滋
	(電話) 054-271-9972		

報道関係者各位

## 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は過去最高の 55.3%

### ～平成 24 年「高齢者の雇用状況」集計結果～

静岡労働局では、高齢者を 65 歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成 24 年「高齢者の雇用状況」(6 月 1 日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け<sup>(※)</sup>、毎年 6 月 1 日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員 31 人以上の企業 4,349 社の状況をまとめたものです。

なお、この集計では、従業員 31 人～300 人規模を「中小企業」、301 人以上規模を「大企業」としています。

#### 【集計結果の主なポイント】

##### 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は 98.1% (前年比 1.4 ポイント上昇)【表 1】 (全国では、97.3%)

- ① 中小企業は 98.0% (同 1.5 ポイント上昇) (全国では、97.0%)
- ② 大企業は 99.7% (同 0.5 ポイント上昇) (全国では、99.4%)

##### 2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等の状況

(1)希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 55.3% (同 0.2 ポイント上昇)【表 5】 (全国では、48.8%)

- ① 中小企業は、57.9% (同 0.4 ポイント上昇) (全国では、51.7%)  
うち「31～50 人」規模が、65.9% (同 0.2 ポイント上昇) と最も多い
- ② 大企業は、27.0% (同 2.5 ポイント減少) (全国では、24.3%) であり、中小企業の取り組みが進んでいる

**(2)70歳以上まで働ける企業の割合は22.1% (同0.9ポイント上昇)【表6】**

〈全国では、18.3%〉

① 中小企業では22.7% (同0.9ポイント上昇) 〈全国では、19.1%〉

② 大企業では15.1% (同0.4ポイント減少) 〈全国では、11.1%〉で、中小企業の取り組みが進んでいる

**3 定年到達者の継続雇用状況**

過去1年間に定年年齢に到達した10,844人のうち、継続雇用された人は8,108人(74.8%)、継続雇用を希望しなかった人は2,502人(23.1%)、基準に該当しないこと等により離職した人は234人(2.2%)【表8】

- 継続雇用制度を導入している企業のうち継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間に定年年齢に到達した人(3,760人)のうち、継続雇用された人3,123人(83.1%)
- 継続雇用制度を導入している企業のうち継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間に定年年齢に到達した人(6,327人)のうち、継続雇用された人は4,396人(69.5%)、基準に該当しないことにより離職した人は230人(3.6%)

詳細は、次頁以下をご参照ください。

＜集計対象＞

静岡県内に本社機能を有する民間企業のうち、常時雇用する労働者が31人以上の企業4,349社

中小企業(31～300人規模)：3,979社

(うち31～50人規模：1,515社、51～300人規模：2,464社)

大企業(301人以上規模)：370社

(※) 高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

# 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

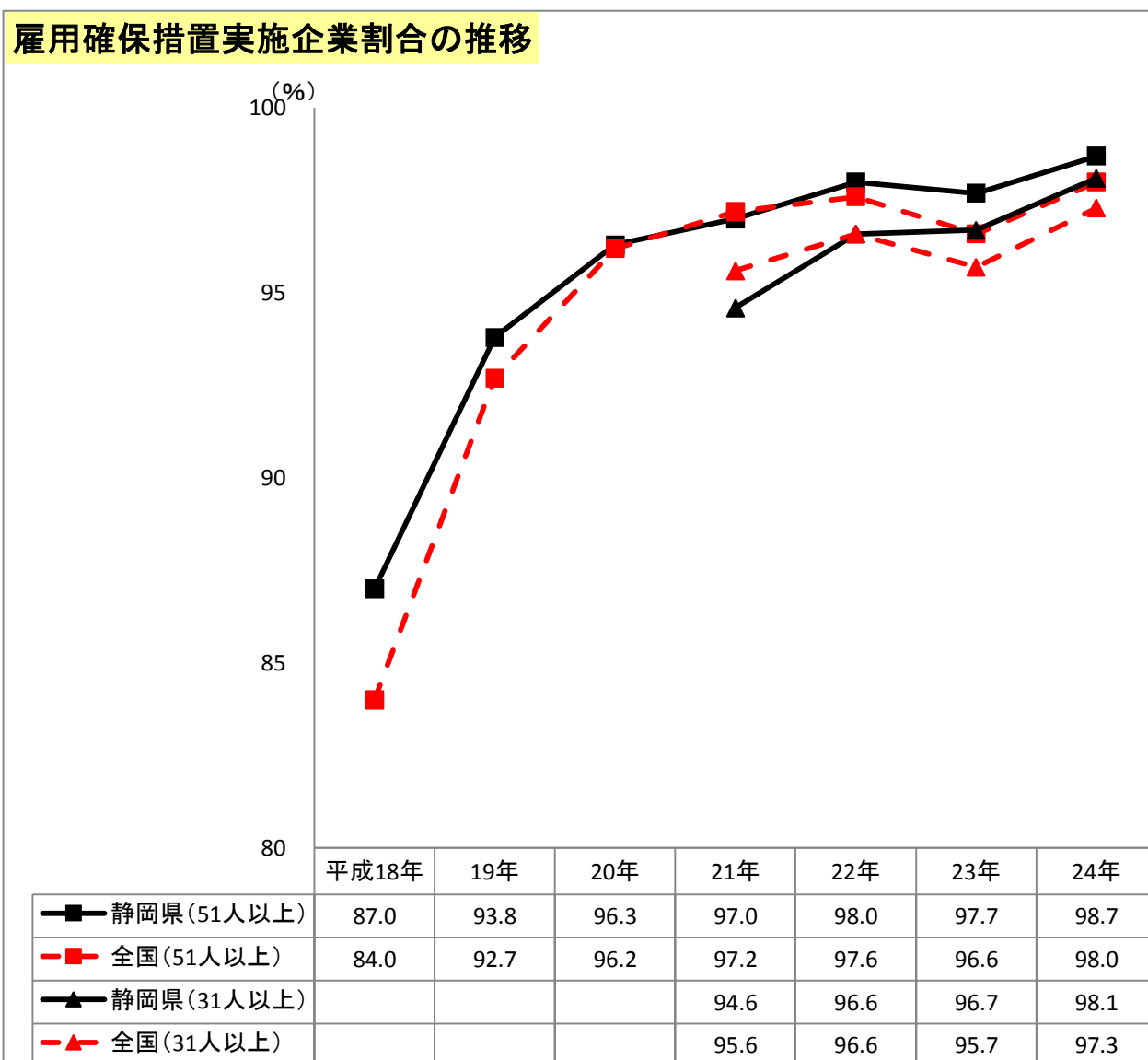
## (1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は98.1%(4,267社)(前年比1.4ポイントの上昇)、51人以上規模の企業で98.7%(2,798社)(同1.0ポイントの上昇)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は1.9%(82社)(同1.4ポイントの減少)、51人以上規模企業で1.3%(36社)(同1.0ポイントの減少)となっている。【表1】

## (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.7%(369社)(前年比0.5ポイントの上昇)、中小企業では98.0%(3,898社)(同1.5ポイントの上昇)となっている。【表1】

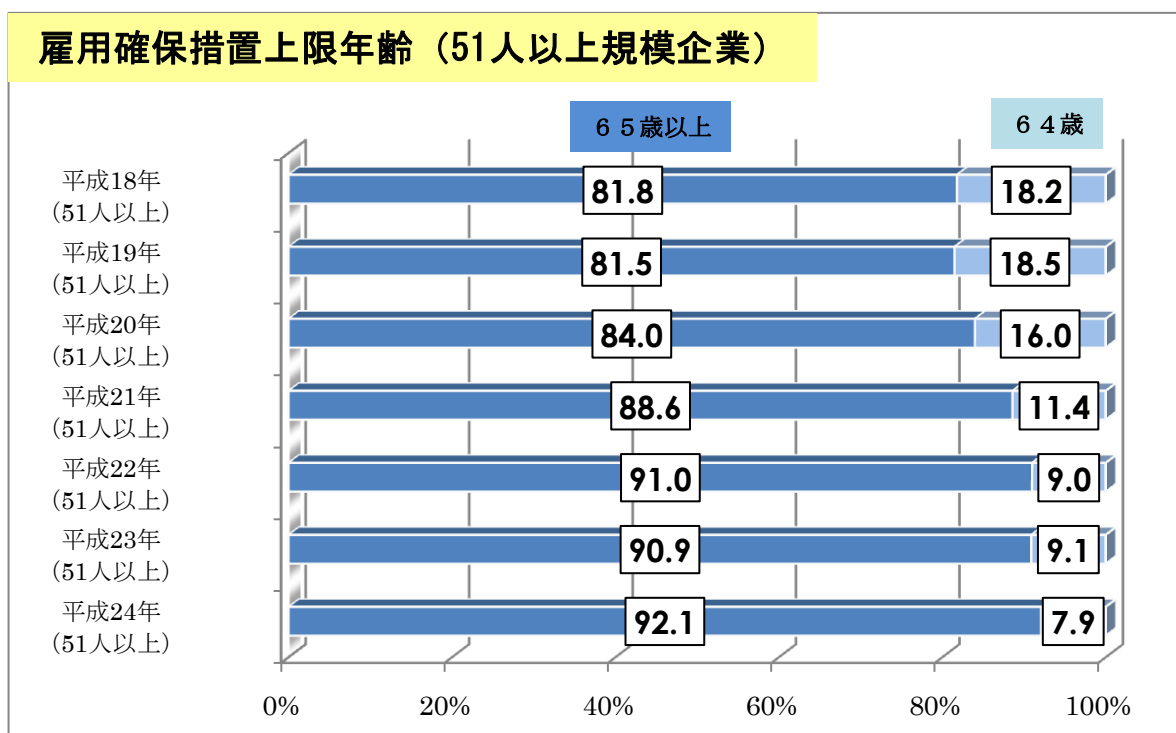
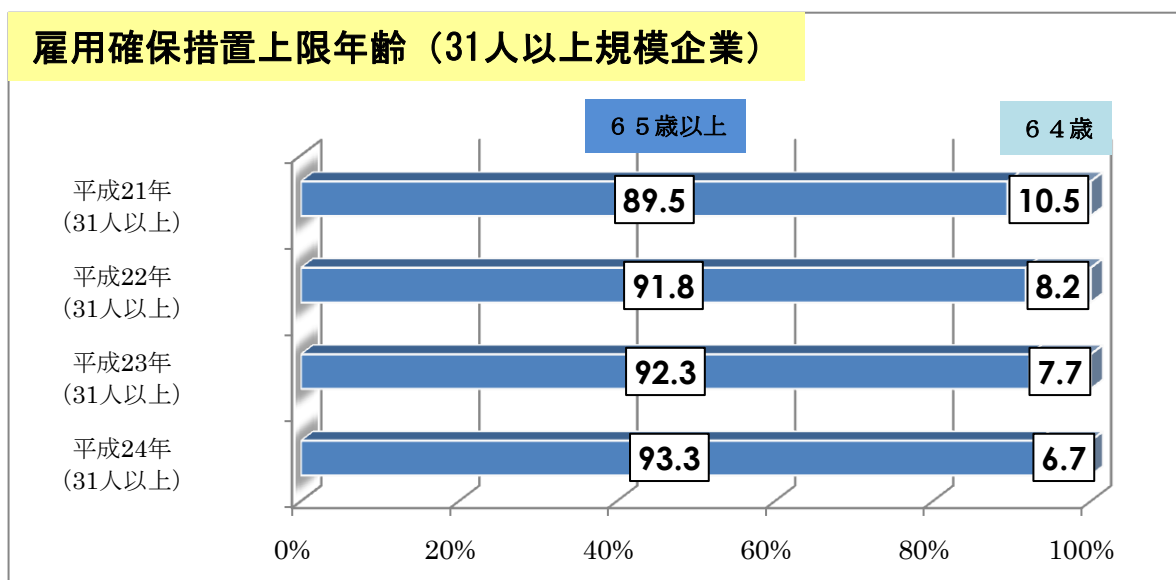


(注) 報告対象企業は、平成18年から平成20年までは「51人以上規模企業」、平成21年以降は「31人以上規模企業」である。

### (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は6.7%(285社)(前年比1.0ポイントの減少)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は93.3%(3,982社)(同1.0ポイントの上昇)となっている。【表3】

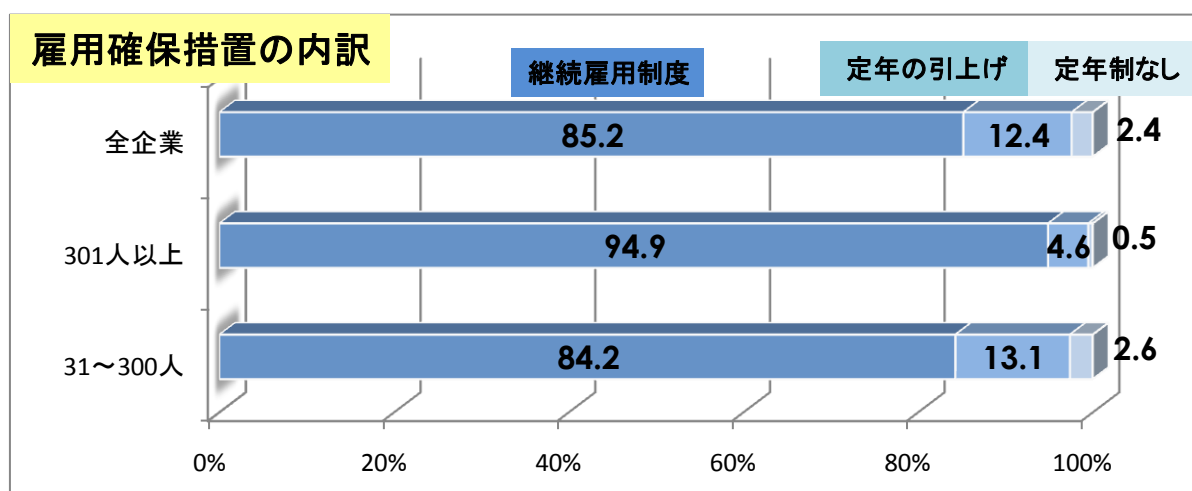


#### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年の廃止(定年制なし)」により雇用確保措置を講じている企業は2.4%(104社)  
(前年比0.1ポイント減少)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は12.4%(529社)(同0.1  
ポイントの減少)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は85.2%(3,634社)  
(同0.2ポイントの上昇)

となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。【表4-1】

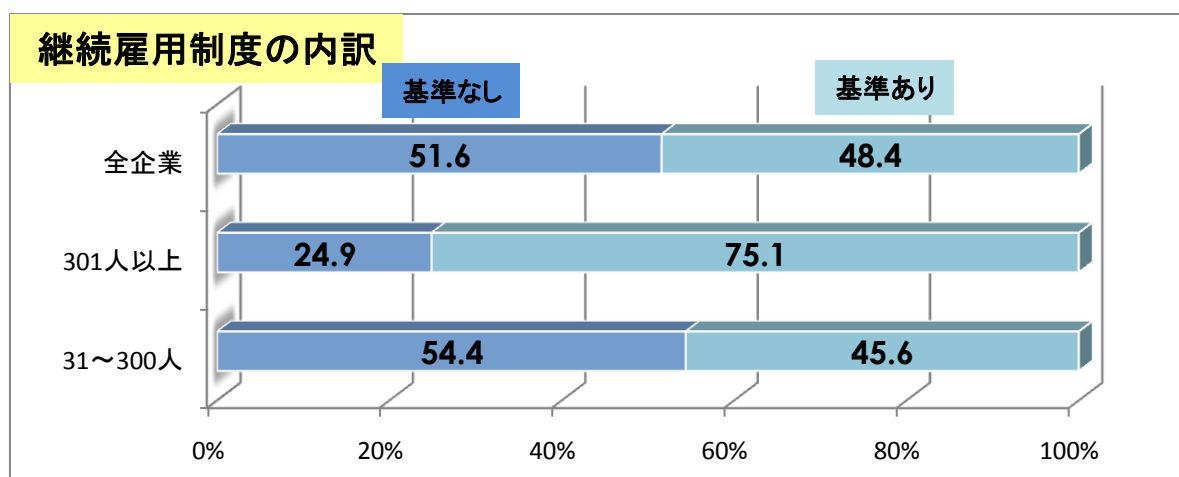


#### (5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,634社)のうち、

- ① 継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていない企業は51.6%(1,875社)(前  
年比1.1ポイントの減少)、
- ② 継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めている企業は48.4%(1,759  
社)(同1.1ポイントの上昇)、

となっている。【表4-2】



## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

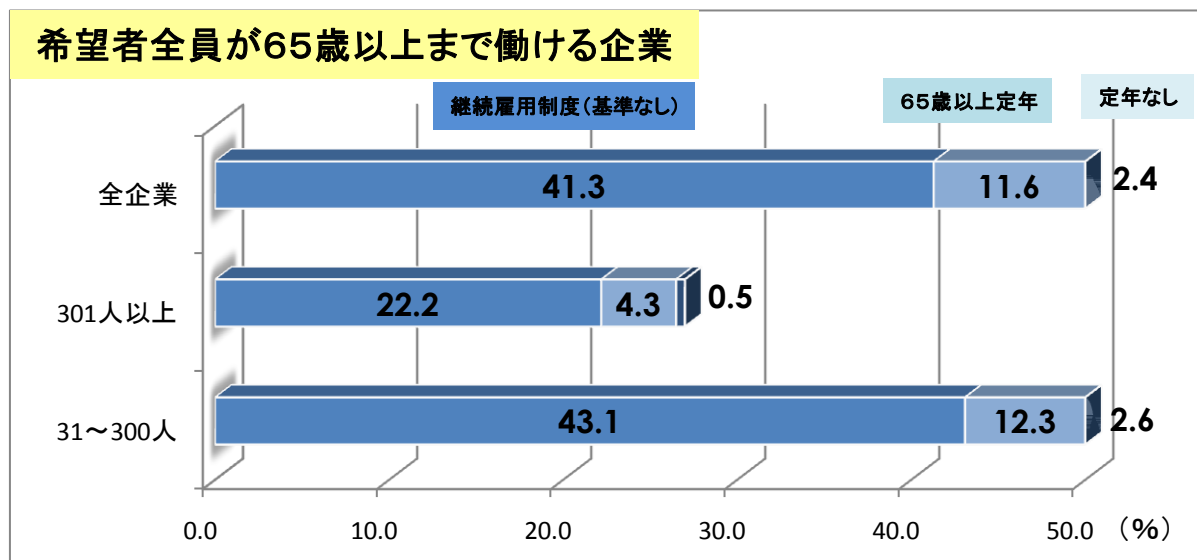
希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は55.3% (2,405社) (前年比0.2ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では57.9% (2,305社) (同0.4ポイント上昇)、

②大企業では27.0% (100社) (同2.5ポイント減少)、

となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。【表5】



### (2) 70歳以上まで働ける企業の状況

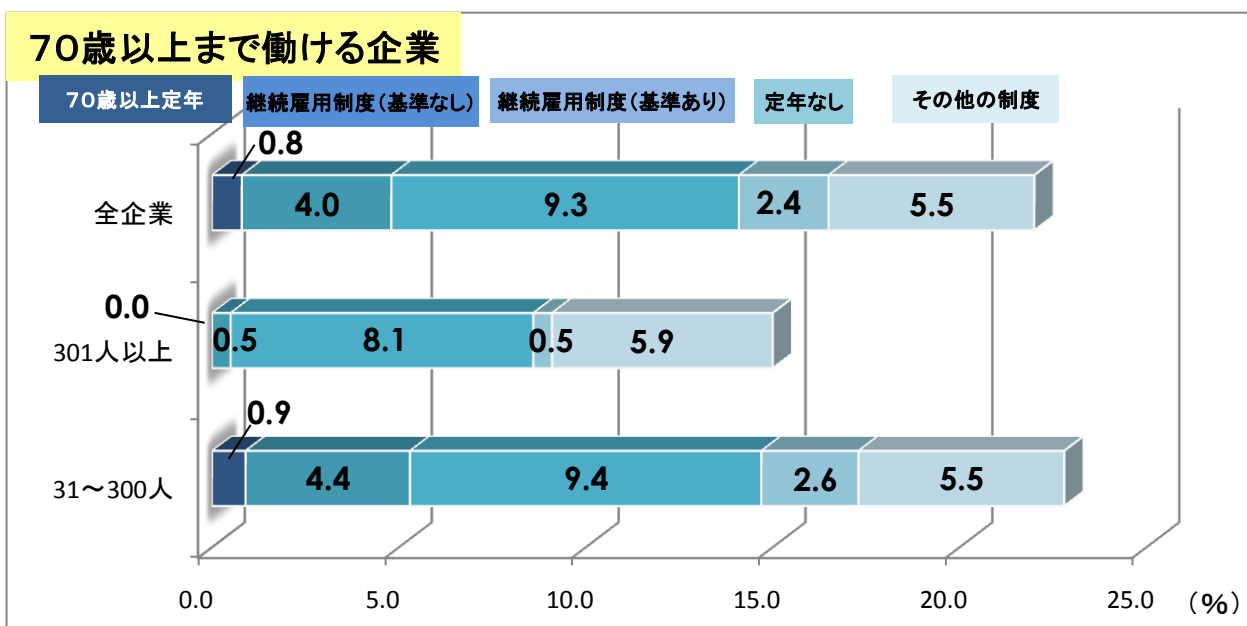
70歳以上まで働ける企業の割合は22.1% (959社) (前年比0.9ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では22.7% (903社) (同0.9ポイント上昇)、

②大企業では15.1% (56社) (同0.4ポイント減少)、

となっている。【表6】



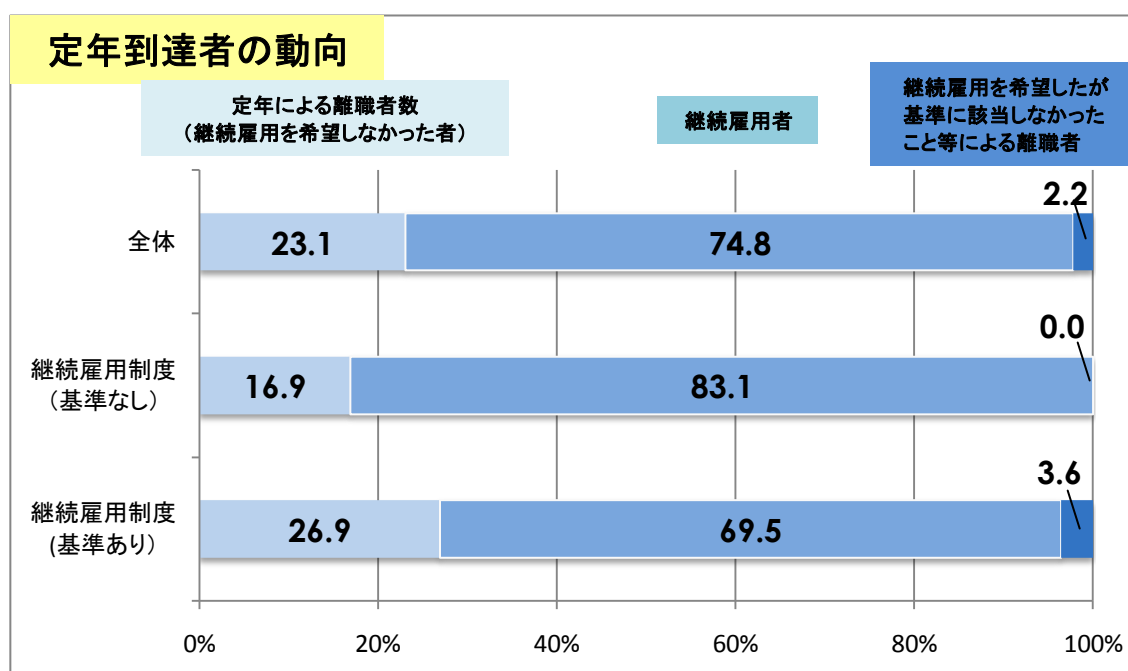
### 3 定年到達者の動向

過去1年間(平成23年6月1日から平成24年5月31日)の定年到達者(10,844人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は2,502人(23.1%)、定年後に継続雇用された者は8,108人(74.8%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないこと等により離職した者は234人(2.2%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は97.2%、基準に該当しないこと等により離職した者の割合は2.8%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

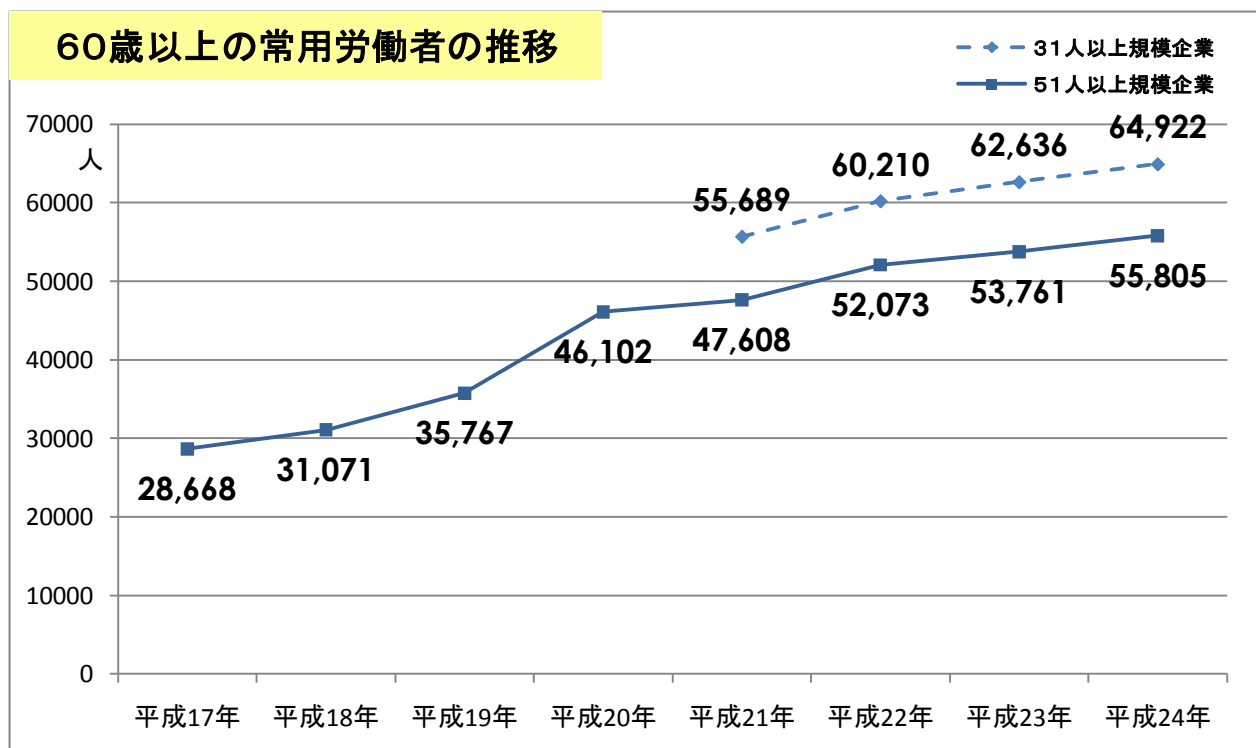
- ①継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間の定年到達者3,760人のうち、継続雇用された者の数(割合)は3,123人(83.1%)、
- ②継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間の定年到達者6,327人のうち、継続雇用された者の数(割合)は4,396人(69.5%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は230人(3.6%)、

となっている。【表8】



## 4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は55,805人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、27,137人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は64,922人であり、平成21年と比較すると、9,233人増加している。【表9】



## 5 今後の取組

### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業が82社(31人以上規模企業)あることから、引き続き、静岡労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

### (2) 改正高年齢者雇用安定法の施行に向けた取組

平成25年4月1日から改正高年齢者雇用安定法が施行されるため、説明会の開催等による周知の徹底を図るとともに、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでいただくよう、企業に積極的に働きかける。

### (3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。